

総務・企業常任委員会

開催日時 平成24年3月21日(水) 15時17分～15時42分

開催場所 第一委員会室

説明員 総務部長および関係職員

議事の概要

1 付託案件

(1) 会第4号 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

条例案に反対する委員からは、県職員、特に看護師等の人材確保への影響が懸念される。県職員の給与に準じて給与を支給している団体等への配慮も必要である。団体交渉権を保障する憲法第28条や地方公務員法第5条に規定されるものについては、慎重に審議すべきである、などの意見が出された。また賛成する委員からは、地方公務員法第24条第3項で規定される均衡の原則からすれば、公務員の給与は民間企業従事者の給与と、かけ離れている。地域手当が給与の引き下げ分を補うものになっており、その趣旨が県民には、よく理解されていない。議会としても労使交渉や公務員給与に一切口出しできないのではなく、公務員給与についても聖域なき改革に踏み込む必要がある、などの意見が出された。



委員会で配付された資料

1 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案